

予防接種のお知らせ

下記の方には、個別にお知らせをしています。対象となる方は、体調などに合わせて接種しましょう。

①麻しん風しん混合第2期（保育園の年長児）

②二種混合（小学6年生）

③日本脳炎2期（高校3年生）

上記の他、1歳になつたら麻しん風しん混合第1期、3歳になつたら日本脳炎を受けましょう。

接種し忘れているものがないか、この機会に母子健康手帳の確認をしましょう。

不妊症・不育症でお悩みの方へ

現在7～10組に1組のご夫婦が不妊と言われています。こうしたご夫婦の中には、治療の費用や身体的・心理的な面で悩んでいる方々がたくさんいらっしゃいます。

村では、不妊治療または不育症治療を受けているご夫婦の負担を軽減するために、治療費用（治療のための検査も含みます。）の助成を行っています。

県で行っている「秋田県特定不妊治療費助成事業」の限度額を超えた自己負担分についても助成します。

プライバシーに配慮し、個別に相談（保健センターにて）も行っていますので、下記までご連絡をお願いします。

風しんの予防接種費用を全額助成しています。

妊娠初期の女性が風しんに感染すると、お腹の赤ちゃんが先天性風しん症候群（心臓や目、耳に障害ができる病気）にかかることがあります。村では、下記の方を対象に接種費用の助成を行っています。

対 象：19歳以上60歳未満の男女。

※風しん罹患歴、2回の予防接種歴がある方、妊娠中及び妊娠している可能性のある女性は除く。
期 間：平成26年4月1日～

平成27年3月31日

★接種を希望される方は、下記へ連絡、または直接お越しください。説明書、予診票をお渡しますので、その後に医療機関に予約してください。

「みんなの茶の間」 長い間ありがとうございました。

平成21年10月から地域センター、道の駅で実施していた「みんなの茶の間」は、平成26年3月31日をもって終了することになりました。

長い間ご利用いただき、ありがとうございました。

今後、地域センターの茶の間としていたお部屋を利用する際は、申込みが必要になります。利用を希望される方は、地域センター（☎77-2336）または学習センター（☎60-9000）に連絡をお願いします。

道の駅の2階大広間については、今後も年中無休で開放しておりますので、利用ください。（☎77-3238）

問い合わせ先：上小阿仁村住民福祉課（保健師） ☎77-3008（こあに電話66-3009）

平成26年4月より年金機能強化法が施行され、年金給付に関する事項について、次のとおり改正されます。

○子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます

これまで、夫が亡くなった場合に、子のある妻または子に遺族基礎年金が支給されていましたが、改正後は子のある夫にも支給されます。

○未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されます

これまで、未支給年金（亡くなった方が受け取れるはずであった未払いの年金）を受け取れる遺族の範囲は「配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹」でしたが、改正後は「上記以外の3親等内の親族」（甥・姪、おじ・おば、子の配偶者など）まで拡大されます。

○国民年金の任意加入未納期間が受給資格期間に算入されます

これまで、国民年金の任意加入被保険者（サラリーマンの妻や海外在住者などで本人の申出により加入をしていた方）が保険料を納付しなかった期間については未納期間とされ、年金を受け取るために必要な期間に算入されませんでしたが、改正後はこの未納期間が受給資格期間に算入されます。

○繰下げ請求が遅れた場合でもさかのぼって年金を受け取れます

これまで、老齢年金の受給権を取得した日から5年を経過した日後に繰下げの請求があったときは請求の翌月から増額された年金が支給されていましたが、改正後は請求が遅れたときでも、5年を経過した日の属する月の翌月から増額された年金が支給されます。

○障害年金の額改定請求が1年を待たずに請求できるようになります

これまで、障害基礎年金または障害厚生年金を受けている方の障害の程度が増進した場合、その前の障害状態の確認等から1年の待機期間を経た後でなければ年金額の改定請求ができませんでしたが、改正後は省令に定められた障害の程度が増進したことが明らかである場合には1年を待たずに請求することができます。

○さかのぼって障害者特例による支給を受けられるようになります

老齢厚生年金の受給者が障害の状態（障害厚生年金の1級から3級に該当する程度）にある場合に適用される特例制度が改正され、すでに障害年金を受けている方が請求した場合には、定額部分の年金を受け取れる時期が請求月の翌月ではなく、老齢厚生年金の受給権を取得したときまでさかのぼって支給されます。

○年金受給者が所在不明となった場合に届出が必要となります

年金の受給者が所在不明となって1カ月以上経過した場合、世帯員（住民票上の世帯が同一の方）はその旨を年金事務所へ届出していただくことになりました。（生存の事実確認ができない場合は、年金の支払いが一時止まります。）

●お問い合わせ

鷹巣年金事務所
住民福祉課住民福祉班

☎ 62-1490

☎ 77-2222

●問い合わせ
総務課
企画班

☎ (77)2221

※一月に利用者一人につき2席を限度とします。
※市町村民税等を滞納している場合は助成対象外となります。

ご搭乗後40日以内に、搭乗券、領収書等を添えて、所定の申請書に必要事項を記載し、役場総務課へ提出してください。

助成金
(小児運賃は半額)
パック商品は往復で
2500円

搭乗便	搭乗期間	対象運賃
大館能代→東京便	平成27年3月31日まで	片道運賃、往復運賃、 小児運賃、パック商品 1席につき2500円

村では、大館能代空港をご利用の方に対し助成金を支給しています。

**大館能代空港ご利用の方へ
助成金事業**

国民健康保険より お知らせ

国民健康保険の異動の届出は14日以内です。

転入・転出・他の健康保険をやめられた方、他の健康保険に入られた方は届出が必要です。

64歳以下で会社等に20年以上勤められた方で厚生（共済）年金を受給される方は、年金証書が必要となります。

資格喪失証明書は、今までの保険者（被保険者証の発行機関）から交付を受けてください。

◆国民皆保険制度

日本では、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるよう、全ての人が必ず医療保険に加入することになっています。

国民健康保険は他の健康保険に加入できない人に医療を保障する医療保険で、各市町村等が運営しています。

異動の届出が遅れると、さかの

ぼつて課税されたり、医療費をお返しいただくことがありますので、早めに届出してください。

小学校卒業された方の 福祉医療受給者証について

小学校を卒業された方のいる世帯でまだ申請の手続きをされていない方は福祉医療制度の対象となりますので、申請の手続きをお願いします。

◆福祉医療制度について

福祉医療制度とは、医療費（保険診療）のうち、自己負担しなければならない費用を村が負担し、無料になる制度です。受給対象者が医療機関などで医療の給付（入院・外来など）を受けた際の医療保険自己負担額について、県と市町村が福祉医療費として負担します。

◆村民税

平成25年度まで	3,000円
平成26年度から	3,500円

◆県民税

平成25年度まで	1,800円
平成26年度から	2,300円

平成26年度から 村・県民税の均等割りの 税率が変わります

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が制定されたことに伴い、平成26年度から平成35年度までの10年間、各年の個人の村・県民税に限り均等割りの税率が各500円引き上げられます。

固定資産税課税台帳を 縦覧しています

総観期間
4月1日（火）～6月2日（月）

場所
住民福祉課 税務保険班窓口

平成26年度から 個人住民税の特別徴収を 一斉実施します

村・県民税の特別徴収は、給与支払者（事業主）が、給与所得者（従業員）に支払う給与から村・県民税を特別徴収（天引き）し、納税義務者である従業員に代わって納入していく制度です。

従業員の方の利便性向上のためにも事業主の皆様には特別徴収の実施をお願いします。

◆問い合わせ先

住民福祉課 税務保険班

☎ (7) 2222

元気な個人事業者等を応援します

＝上小阿仁村個人事業者支援事業のお知らせ＝

上小阿仁村では、地域特産品等を含む物産等の開発、販路開拓や新規顧客の取り込み、地域特産品等の特許取得・商標登録等に要する費用の一部に補助金を交付します。

概要は次のとおりですが、対象経費等の詳細については村産業課までお問い合わせください。

1. 補助対象者

上小阿仁村内に住所又は事業拠点を有する個人事業者、農家、林家等及びグループ。

2. 補助対象事業及び経費

1) 物産等の開発に要する経費

・物産等開発事業

2) 見本市等の開催、出展に要する経費

・見本市等開催事業

・見本市等への出展事業

3) 物産等の宣伝広告に要する経費

・チラシ、パンフレット作成・配布事業

※主に地域特産品等及び事業所を宣伝する目的のものを対象とします。通常の営業範囲のものは除きます。

・インターネットホームページの作成、開設事業

※専門業者・サービスプロバイダとの契約を対象とし、1事業者につき1回限りとします。

・新聞、雑誌等を活用した宣伝広告事業

※主に地域特産品等を宣伝する目的のものを対象とします。通常の営業範囲のものは除きます。

4) 物産等のイメージアップに要する経費

・物産等の包装資材等（包装紙、ラベル、シール、化粧箱等）作成事業

※包装資材等は独自デザインによる新規作成のものを対象とし、1事業者につき1回限りとします。

5) 地域特産品等の知的財産権の登録、取得に要する経費

・知的財産権の登録、取得事業

※新規に登録、取得するものを対象とします。

※いずれの事業についても、旅費、備品・機械装置等の購入費、事業所等の内外装・各種設備工事費は含まれません。

※同一の事業者が複数の事業を申請することも可能です。

3. 補助率・補助金の額

8つの事業それぞれにつき、補助対象経費の2/3以内（千円未満切捨）の額で、限度額を10万円とします。複数事業の申請があった事業者に対し交付できる限度額は30万円とします。

4. 提出書類

補助金交付申請書、事業計画書等

5. 実施（募集）期間

平成26年4月1日から、平成27年3月31日まで。ただし、補助金交付決定額の合計が予算額に達した時点で募集を終了します。

6. 問い合わせ・申し込み先

産業課 林務商工班 ☎77-2223

用語の意味

「地域特産品等」=上小阿仁村内で生産された農林水産物、個人事業者等及びグループが開発・製造した加工食品、木工品、器具類等の商品

「物産等」=地域特産品等を含む上小阿仁村内の個人事業者等及びグループが取り扱う商品

「個人事業者等」=上小阿仁村内に住所又は事業拠点を有する個人事業者、農家及び林家等

「グループ」=地域の活性化を目的として組織された上小阿仁村内に活動拠点を置く任意団体で、構成員の資格、加入、脱退に関する規定及び会計規則を有するもの

「見本市等」=上小阿仁村外での販路、事業提携先等の開拓のため物産等を紹介する見本市、展示会、商談会その他これに類似するものをいう。

司法書士総合相談センター大館 無料相談会を開催します

秋田県司法書士会司法書士総合相談センターでは無料相談会を開催します。

開催日時

4月16日(水) 午後2時～4時
5月21日(水) 午後2時～4時
6月18日(水) 午後2時～4時

大館市北地区
(大館市有浦1-8-15)
コミュニティセンター

相談内容
不動産・会社・法人の登記、多重債務、成年後見等

問い合わせ先
秋田県司法書士会
☎ 018(824)0187

相談方法
直接による（要予約）
※毎月先着8件まで

予約専用電話番号
018(824)0055

前週金曜日の午後3時まで

行政相談のお知らせ

行政相談委員は、皆さんと関係行政機関等の間に立つて、問題の解決を図る「行政と住民のパイプ役」です。

次のとおり定例相談会を行います。

【定例相談会】

5月2日(金)
保健センター 午前10時～12時

※会場が保健センターとなります。
ご注意ください。

※次回予定 6月6日(金)

ご利用ください 高齢者住宅整備資金貸付制度 (年金積立金還元融資事業)

村内で高齢者と同居している方を対象にした住宅整備資金の貸付制度があります。

対象者

村内に高齢（60歳以上）の親族と同居している方で、自力での住宅整備が困難な方

貸付限度額
150万円

連帯保証人
2人

申込期限
4月21日(水)

※貸し付け条件等、詳細については直接お問い合わせください。

問い合わせ先
住民福祉課 住民福祉班

☎ (77)2222

村長の動静

(平成26年3月)

- 1日(土) 秋田北鷹高等学校卒業証書授与式(北秋田市)
- 3日(月) 課長会議
指名審査会
建設工事資格審査委員会
- 4日(火) 3月定例会(～14日まで)
- 6日(木) 北秋田市 寺田課長來訪
- 7日(金) 杉風荘100歳のお祝い
- 9日(日) 上小阿仁中学校卒業証書授与式
- 17日(月) 入会会
課長会議
杉風荘民営化職員労働組合説明会
- 18日(火) 上小阿仁小学校卒業証書授与式
杉風荘民営化施設職員説明会(～19日まで)
- 19日(水) 北秋田警察署長 退任挨拶
- 21日(金) 上小阿仁村長杯中学校女子バスケットボール万灯火大会
万灯火イベント
- 22日(土) かみこあに保育園卒園式
- 25日(火) 県社会福祉協議会評議会(秋田市)
行政協力員会議
- 26日(水) 入会会
- 27日(木) 北秋田地区交通安全協会設立総会(北秋田市)
- 28日(金) 上小阿仁村社会福祉協議会評議会・理事会
萩形発電所竣工式
- 29日(土) 地域おこし協力隊面接試験
- 31日(月) 退職辞令交付
北秋田警察署長 新任挨拶

村長交際費(平成26年3月分)

・香典	10,000円
・交通安全協会統合祝賀会	5,000円
・桂若三の秋田情熱ひとり会	5,694円



◆**善意**
社会福祉協議会へ、温かい善意が
寄せられました。
香典返し
山鈴 加賀谷
形木君 智
作雄さん
（水沖田面）（沖田面）
無

◆**お誕生日おめでとう**
萩野 里菜子（りなこ）さん（女）
（萩野幸司さん・麻由さん）
中大鈴山工 鈴木 藤島 岡坂木形
キスナ要 清吉さん
ミさん（918284899382）
杉風荘立無

3月慶弔だより

村の人口・世帯

平成26年3月末現在 (前月比)		
●世帯数	1,196世帯	(- 3)
●人口	2,612人	(-22)
●男	1,236人	(-14)
●女	1,376人	(- 8)
●転入	4人	(+ 2)
●転出	21人	(+17)

教育委員会委員に 小林幹子氏を任命

3月定例議会において、上小阿仁
村教育委員会委員に小林幹子氏（小
沢田）の任命が同意されました。



放射線量定点測定結果

任期は平成29年3月14日までです。

第24回定期測定
平均0.040マイクロシーベルト毎時

4月3日（木）、午後1時に役場駐車場で放射線量を測定しました。
結果は次のとおりです。

診療所からお知らせ

■臨時休診（1日）のお知らせ
4月11日（金）
4月21日（月）
4月22日（火）
※泌尿器科、歯科は通常どおり
診察します。

■臨時休診（午後）のお知らせ
4月10日（木）
4月18日（金）
5月2日（金）
※歯科は通常どおり診察します。
※医科も午後より休診します。

新規採用職員紹介

櫻庭太一（産業課）
1年間臨時で建設課で働かせていただきま
したが、まだ分からぬことがあります。



賃金等
日額 夜勤1回
月額介護加算 (資格加算有)
3万5000円
（資格加算有） （資格加算有）

（資格加算有）
（資格加算有）

募集人員 1名

杉風荘介護員 臨時職員を募集します

勤務地	勤務時間	賃金等
特別養護老人ホーム杉風荘	平成26年5月1日から 平成27年3月31日まで	日額 夜勤1回
雇用期間 (更新あり)	※月4回程度夜勤あり	月額介護加算 3万5000円
申込方法	通常・・・午前8時30分から 午後5時15分まで	（資格加算有） （資格加算有）
総務課備え付けの申込用紙で申し 込みください。	※月4回程度夜勤あり	（資格加算有） （資格加算有）
受付期間 試験方法 試験日時等	4月23日（水）まで 作文及び面接	（資格加算有） （資格加算有）
申込者へ通知します。		

●申込、問い合わせ先
総務課 総務財政班